

公益社団法人日本ボクシング連盟

審判規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という。）競技規則第12条に定める公認審判員の等級、受験資格、資格認定および更新ならびに競技規則第29条に定めるナショナルテクニカルオフィシャル（以下「NTO」という。）の受験資格および資格認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする

第2章 審判員およびNTO

第2条（審判員およびNTOの参加要件）

- ① 全国大会およびブロック大会のトーナメントでは、競技開始前に審判執行部によるセミナーを受講した審判員およびNTOが当該競技会に参加できる
- ② 全国大会（日本連盟主催大会）に参加する審判員は、過去の全国大会（主に全国高等学校選手権大会、国民スポーツ大会等）における審判成績を踏まえ、ブロック審判長の確認を経て、日本連盟審判執行部が指名する
- ③ 競技会に派遣されるNTOは、競技規則に精通し、過去の競技会における管理能力、業務遂行能力、誠実性、各大会での評価および健康状態等を総合的に勘案のうえ、日本連盟審判執行部が指名する

第3条（審判員およびNTO評価）

- ① 審判技能の向上のため、全国大会のトーナメントでは各試合をR/J評価者により評価され、必要に応じて指導を受ける
- ② 競技会では原則として、両選手および出身母体（所属都道府県・学校等）と利害関係のない審判員を無作為抽選により決定する
- ③ 前項の規定にかかわらず、R/J評価者の評価得点に基づき必要に応じて修正を行うことができる
- ④ 準決勝戦および決勝戦の審判員は、R/J評価者の評価得点に基づき選考する
- ⑤ NTOは審判長および審判員に評価される

第4条（得点の公開）

全国大会、ブロック大会および都道府県大会において、各試合のレフリーおよびジャッジの得点を各連盟ホームページ等に公開するものとする

第5条（審判員およびNTOの独立性）

- ① 審判員およびNTOは、競技規則および審判員としての良心と責任に基づき、公正かつ独立して職務を遂行しなければならない
- ② 審判員およびNTOは、選手、監督、関係団体その他いかなる者からも審判判定または競技運営に関して不当な影響を受けてはならない
- ③ 日本連盟および大会関係者は、審判員およびNTOの公正かつ独立した職務遂行を尊重しなければならない

第6条（利益相反の回避）

審判員およびNTOは、選手、監督、所属団体、出身校その他の関係により、公正な判定または競技運営に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該試合または業務に関与してはならない

第7条（資格更新）

資格更新には、当該4年間に当該級の審判員として活動実績があることを条件とする。活動実績がない場合は降格とする

第8条（資格の失効）

日本連盟に登録しない場合は資格が失効となる

第9条（定年）

- ① 審判員の定年は満65歳に達する年度までとする
- ② NTOの定年は満70歳に達する年度までとする

第10条（65歳を超える審判員および70歳を超えるNTO）

審判員は65歳に達した年度の翌年度以降、NTOは70歳に達した年度の翌年度以降の活動については、前年度の活動実績および審判評価等を踏まえ、次の各号の区分により判断する

〔A級審判員〕 審判執行部

〔B級審判員〕 ブロック審判長

〔C級審判員〕 各都道府県審判長

ただし、審判員は満70歳、NTOは満75歳に達する年度までとする

第11条（審判手帳）

競技会および審判試験では審判手帳および役員証の確認を受けなければならない

第3章 審判員およびNTOの派遣

第12条（NTOの派遣）

各競技会に派遣するNTOは、原則として次のとおりとする

- ① 審判長（TD：テクニカルデリゲート） 1名
- ② DTD兼オペレーター 1リングにつき1名または2名
- ③ R/J評価者 1リングにつき1名または2名

なお、開催地および派遣費の状況等を踏まえ、審判執行部がその人数を決定する

第13条（審判員の派遣）

審判員の人数は、1リングにつき12名から18名とし、開催地および派遣費の状況等を踏まえ、審判執行部が決定する

第14条（派遣審判員の指名）

審判執行部は、年度当初に各A級審判員に対し全国大会参加意向を確認し、その結果をもとに派遣する審判員等を審判執行部が指名し、ブロック審判長が確認する

第15条（派遣の通知）

審判執行部は、派遣する審判員等が決定した場合は日本連盟事務局に報告する。日本連盟事務局は委嘱状等を作成し、派遣の通知を行う

第16条（派遣審判員の変更）

決定した派遣審判員等の変更は原則として認めない。ただし、正当な理由により辞退や欠席があった場合は、審判執行部が代替者を指名する。緊急の場合は、審判部長の同意をもって変更することができる

第4章 公認審判員の等級および資格

第17条（公認審判員の等級）

公認審判員の等級および担当する競技会は次のとおりとする

[A級] R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）/主として全国大会を担当する

[B級] R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）/主としてブロック大会、東日本大会、西日本大会を担当する

[C級] R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）/主として都道府県大会を担当する

第18条（R/J資格）

審判試験でJ（ジャッジ）に合格した審判員は、公式競技会においてレフリー30回、ジャッジ50回を行った後に、C級は都道府県審判長、B級はブロック審判長の判断でR/J（レフリー/ジャッジ）とすることができる

C級に合格した審判員は、各都道府県審判長の判断により競技会に参加するものとする

第19条（下位大会への参加）

- ① 審判員は、資格を有する等級より下位の大会にも積極的に参加することが望ましい

- ② 下位大会に参加しない審判員は、資格を有する等級の大会において審判員として活動できない場合がある
- ③ A級審判員は都道府県大会またはブロック大会に参加することが望ましい。参加しない場合は全国大会の審判を担当できない場合がある
- ④ B級審判員は都道府県大会に参加することが望ましい。参加しない場合はブロック大会の審判を担当できない場合がある

第5章 受験資格

第20条（C級審判員）

C級審判員の受験資格は次のとおりとする

- ① 年度内に18歳に達する者
- ② 2年以上の実技経験を有する者
- ③ マネージャーまたは指導者としてボクシングに関わり、②と同等以上と認められる者

第21条（B級審判員）

B級審判員の受験資格は次のとおりとする

- ① C級R/J資格を取得していること
- ② 都道府県大会等で審判経験を積んでいること
- ③ 都道府県連盟審判長の推薦を受けていること

第22条（A級審判員）

A級審判員の受験資格は次のとおりとする

- ① B級R/J資格を取得していること
- ② ブロック大会等で審判経験を積んでいること
- ③ ブロック審判長の推薦を受けていること
- ④ 競技規則に精通した人格優秀な者であること

なお、原則として同年度に上級資格を続けて受験することはできない。また、日本連盟に登録がなければ受験することはできない

第23条（ブロックNTO）

ブロックNTOの受験資格は次のとおりとする

- ① B級R/J以上の資格を有すること
- ② ブロック連盟および審判委員会の推薦を受けていること
- ③ 競技規則に精通した人格優秀な者であること

第6章 公認審判員認定試験

第24条（A級試験）

- ① A級試験は、日本連盟主催により3日間で実施する
- ② 日本連盟審判執行部が講習および試験を行い、日本連盟が公認する
- ③ 受験者と利害関係のある者は、受験資格の審査を行うことはできない
- ④ 成績優秀な場合、受験した級のJ資格に加えR資格を認定することができる

第25条（ブロックNTO・B級試験）

- ① ブロック連盟の要請により2日間で実施する
- ② ブロック連盟と開催地都道府県連盟が共同で実施する
- ③ 所属ブロック審判長が講習および試験を行う
- ④ ブロック審判長が不在の場合は、他ブロック審判長または審判部執行部員が実施する
- ⑤ 成績優秀な場合、受験した級のJ資格に加えR資格を認定することができる

第26条（C級試験）

- ① 都道府県連盟の要請により2日間で開催都道府県連盟が実施する
- ② ブロック審判長またはA級審判員が講習および試験を行う
- ③ ブロックNTO・B級試験と同時開催することができる
- ④ 成績優秀な場合、受験した級のJ資格に加えR資格を認定することができる
- ⑤ C級試験は講師1名・1日で実施することもできる

第27条（国際審判員）

- ① 国際審判員資格の取得を目的として World Boxing（WB）の審判試験を受験する場合は、A級審判員であり、かつ審判執行部の推薦を受けなければならない
- ② A級J資格を有し、World Boxing（WB）の審判試験に合格した者は、審判執行部の承認を経て、A級R資格として認定する
- ③ 国際大会に招聘または派遣された審判員（帯同審判を含む。）は、大会終了後速やかに報告書を作成し、審判執行部に提出しなければならない
- ④ 前項の報告書は、原則として大会終了後14日以内に提出するものとする
- ⑤ 審判員としての適格性を欠く行為（国内外を問わず）が認められた場合は、審判執行部は、当該審判員に対し、日本連盟としての国際大会への推薦または派遣を制限もしくは停止することができる
また、必要に応じて、当該事案について World Boxing（WB）に報告し、適切な対応を求めることができる

第7章 受験料

第28条（受験料）

[A級試験] 15,000円

[ブロックNTO・B級・C級試験] 5,000円／受験料は主催連盟が管理し、開催経費に充てる

第8章 試験内容

第28条 (B級・C級・NTO試験)

- ① 二日間で競技規則講習および採点機等の実技講習、筆記試験ならびに実技試験を行う
- ② 実技試験における回数は、次のとおりとする
[レフリー回数] B級 概ね5試合 / C級 概ね3試合
[ジャッジ回数] B級・C級 10試合以上 / NTO 10試合以上
- ③ 実技試験において、著しく技術が不足していると試験委員が判断した場合は、当該受験者の試験を中止することがある

第29条 (A級試験)

原則として次のとおり行う

- ① 1日目、競技規則講習
- ② 2日目、筆記試験および実技試験
- ③ 3日目、実技試験
- ④ 実技試験における回数は、次のとおりとする
[レフリー回数] 5試合以上 / [ジャッジ回数] 20試合以上
- ⑤ 実技試験において、著しく技術が不足していると審判執行部または試験委員が判断した場合は、当該受験者の試験を中止することがある

第30条 (試験実施細則)

本章に定める試験の実施方法、採点基準その他必要な事項は、審判執行部が別に定める

第9章 講師旅費

第31条 (講師旅費日当)

講師等の旅費および日当は主催連盟が負担する

また、連絡通信費および資料作成費として10,000円を日本連盟に納入する

[旅費規定] 交通費 実費 [日当] 1日10,000円

[補助者] 1日5,000円 [宿泊費] 実費(1泊3食)

第10章 認定料

第32条 (認定料)

C級・7,000円/B級・10,000円/A級・15,000円/ワッペン料・3,000円

第11章 更新手続

第33条（更新期限）

取得年度または更新時から4年目の年度内に更新手続きを行う

第34条（女性審判員の特例）

女性審判員が活動中に妊娠した場合は、子が3歳になる翌年度まで更新期限を延長する

第35条（更新手続）

過去4年間の審判活動実績を都道府県審判長が確認し、ブロック審判長に提出する

第36条（更新料）

A級・B級審判員 5,000円 / NTO 5,000円

両資格を有する者は5,000円のみとする

第37条（更新に関する措置）

- ① 4年間活動実績がない審判員は、再受験するか、または1つ下の級に降格するものとする
- ② 安全管理能力が著しく不足している場合、または最新の競技規則を理解しておらず審判業務の適正な遂行が困難であると認められる場合は、資格停止または降格とすることがある
- ③ 更新手続きを行わない審判員およびNTOは、資格を失効する
- ④ 審判執行部の構成員は、前各号の更新手続きの対象外とする。国際審判員については、更新の4年間に国際大会において審判員として活動した実績を有する場合は更新手続きを要しない。当該実績がない場合は、第33条に定める更新手続きを要するものとする

第12章 規程の改廃

第38条（規程の改廃）

本規程の改廃は、審判執行部で検討し、理事会の承認を得て行う

附則

- ① 令和元年度までのDS資格は、NTO資格に移行する
- ② 本規程は、令和8年4月1日から施行する
- ③ 本規程施行の際、現に審判員資格を有する者については、本規程に基づき当該資格を有するものとみなす。
- ④ 本規程施行の際、現に審判部執行に在任する者については、本規程に基づき指名されたものとみなす